

平成十四年文部科学省令第十四号

小学校設置基準

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三
条の規定に基づき、小学校設置基準を次のよう
に定める。
目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 編制（第四条―第六条）

第三章 施設及び設備（第七条―第十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法
律第二十六号）その他の法令の規定によるほ
か、この省令の定めるところにより設置するも
のとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置
するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設
備等がこの省令で定める設置基準より低下した
状態にならないようにすることはもとより、こ
れらの水準の向上を図ることに努めなければな
らない。

第二条及び第三条 削除

第二章 編制

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めが
ある場合を除き、四十人以下とする。ただし、
特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場
合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制す
るものとする。ただし、特別の事情があるとき
は、学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教
諭（以下この条において「教諭等」という。）
の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上
支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭
が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代え
ることができる。

3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認めら
れる場合は、他の学校の教員等と兼ねることが
できる。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健
衛生上、安全上及び管理上適切なものでなけれ
ばならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の
定めがある場合を除き、別表に定める面積以上
とする。ただし、地域の実態その他により特別
の事情があり、かつ、教育上支障がない場合
は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接す
る位置に設けるものとする。ただし、地域の実
態その他により特別の事情があり、かつ、教育
上及び安全上支障がない場合は、その他の適当
な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を
備えるものとする。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に
応じて、特別支援学級のための教室を備えるも
のとする。

（その他の施設）

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体
育館を備えるものとする。ただし、地域の実態
その他により特別の事情があり、かつ、教育上
支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応
じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類
及び数の校具及び教具を備えなければならない。
い。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充し
なければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、
教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校
等の施設及び設備を使用することができる。

附 則

抄

（施行期日等）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行す
る。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第
三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二
年文部省令第十一号）第十六条の改正規定を除
く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一
日から施行する。

2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の
施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及
び設備については、当分の間、なお従前の例に
よることができる。

附 則（平成一九年三月三〇日文部科学
省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正
する法律（以下「改正法」という。）の施行の
日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年一〇月三〇日文部科
学省令第四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する
法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日
から施行する。

附 則（平成一九年二月二五日文部科
学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する
法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）
から施行する。ただし、第一条中学校教育法施
行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号
ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及
び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三
項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七
十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、
第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十
二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並
びに第二百二十五条第二項の改正規定、第五条中
学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第
八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改
正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六
十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中
幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三
項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学
校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二
十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改
正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第
一項及び第二項の改正規定、第三十九条中学位
校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定
並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第
一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校
長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）
は、平成二十年四月一日から施行する。

別表（第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人 以下	500
四一人以上四八 〇人以下	500+5×（児童数 -40）

四八一人以上	2700+3×（児童 数-480）
--------	----------------------

口 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人 以下	2400
二四一人以上七二 〇人以下	2400+10× （児童数-240）
七二一人以上	7200